

広島県水道広域連合企業団団章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）の象徴である水道企業団団章（以下「団章」という。）を、水道企業団の認知度及びブランド価値の向上を図るため、水道企業団以外の者が使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、団章とは、「広島県水道広域連合企業団団章及び団旗の制定」（令和5年告示第20号）に定める団章をいう。

(権利の帰属)

第3条 団章の権利の一切は、水道企業団に帰属する。

(使用の原則)

第4条 団章は、水道企業団を象徴するものであるため、その取り扱いに当たっては、その意義を失わせることがあってはならず、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(使用基準)

第5条 団章の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に承認するものとする。

- (1) 水道企業団が共催する事業において使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 水道企業団の給水区域内の自治会等の地域団体、社会教育関係団体その他企業長が認める団体の活動（営利目的のものを除く。）で使用する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、団章の使用を承認しないものとする。

- (1) 水道企業団の資産、職員又は事業と誤認されるおそれがあるとき。
- (2) 著作権、商標権その他の知的財産権を有する者の事業等と誤認されるおそれがあるとき。
- (3) 水道企業団の名誉を傷つけ又は信用を失墜させるおそれがあるとき。
- (4) 政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがあるとき。
- (5) 法令、水道企業団例規又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が適当でないと認めるとき。

(使用申請)

第6条 団章を使用する者（以下「申請者」という。）は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合を除き、別記様式第1号による団章使用申請書に次に掲げる書類を添付して企業長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用箇所図（工作物に当たっては設置位置図）又は企画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

(使用承認)

第7条 企業長は、前条の申請を受けたときは、使用の目的、内容等を審査し、使用の可否を別記様式第2号による団章使用承認通知書又は別記様式第3号による団章使用不承認通知書により申請者に通知する。

(使用条件等)

第8条 企業長は、必要があると認めるときは、前条の規定による団章の使用承認に、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 水道企業団の認知度及びブランド価値の向上に努めること。
- (2) 団章の使用に起因する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。
- (3) 不特定の者に配布又は販売を行う際に団章を使用するときは、当該配布物又は販売物について水道企業団の関与はない旨を明示すること。
- (4) その他企業長が必要と認める事項

(団章を使用した物品の写真等の提出)

第9条 第7条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、団章を使用した物品（以下「団章使用物品」という。）を作成したときは、当該物品の写真等を速やかに企業長に提出しなければならない。ただし、企業長が特に提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(承認の取り消し)

第10条 企業長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、団章使用物品の回収その他の必要な措置を求めることができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。
 - (2) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
 - (3) 水道企業団の付した条件に違反したとき。
 - (4) その他使用にふさわしくない行為があったと企業長が認めたとき。
- 2 前項の規定により取り消しするときは、別記様式第4号による団章使用承認取消通知書により使用者に通知する。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された場合において、使用者に損害が生じて、水道企業団はその損害の責めを負わないものとする。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、その承認に基づく団章の使用の権利を他人に譲渡し、又は団章を再使用させてはならない。

- 2 使用者が団章使用物品を第三者に販売又は配布をさせる場合、使用者は、その第三者に対し、この要綱及び使用条件の一切を遵守させるとともに、それらに違反したことによる損害について責任を負うこととする。

(第三者への損害賠償等)

第 12 条 団章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は使用者が負うものとし、水道企業団はいかなる場合においてもその責めを負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、団章の使用に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

団章使用申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

申請者 住所 { 法人にあっては、その主たる事務
所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その名称及び代
表者の氏名 }

次のとおり広島県水道広域連合企業団団章を使用したいので、広島県水道広域連合企業団
団章の使用に関する取扱要綱の内容を了承の上、申請します。

使用目的	{ どのようなものに使用するか記載すること。 }
使用方法	{ どのように使用するか記載すること。 }
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用（作成）数	
使用期間満了後又は 使用承認を取り消し た場合における団章 使用物品の回収計画	{ どのように回収するか記載すること。 ※団章使用物品の使用価値がなくなった場合、当該団章使用物品は 回収されたものとみなす。 }
担当者連絡先	氏 名： 電 話 番 号： メールアドレス：
添付資料	{ 該当するものにレを記入 ☐ 使用箇所図（工作物に当たっては設置位置図）又は企画書 ☐ その他（ }

（注） 1 審査過程において、追加資料の提出を求めることがある。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号（第 7 条関係）

団章使用承認通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長

年 月 日付けの団章使用申請については、次のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用（作成）数	
許可条件	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第3号（第7条関係）

団章使用不承認通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長

年 月 日付けの団章使用申請については、次の理由から承認しないことと決定したので、通知します。

不承認の理由	
--------	--

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

団章使用承認取消通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長

年 月 日付けで通知した団章使用承認については、次の理由から取り消します。

承認取消の理由	
---------	--

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。